

ハンセン病問題に関する教育を行う際に活用できる資料や事業についてお知らせします。これらを活用し、ハンセン病問題に関する教育を更に推進をしていただくようお願いします。

7教参学第33号
健生難発1226第1号
法務省権啓第128号
令和7年12月26日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各國公立大学法人の
附 属 学 校 事 務 担 当 課 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園和貴

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩良英

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤久慶

文部科学省高等教育局大学振興課長
石橋晶

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
山本博之

法務省人権擁護局人権啓発課長
小池正大

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※1）が取りまとめられ、また、本年6月には「人権教育・啓発に関する基本計画」の第二次計画（※2）を策定し、人権課題として「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立して立項したところであります。ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側（厚生労働省・国立ハンセン病資料館作成のまま使える授業動画を含む）」や、法務省が作成している人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかつた故郷」、「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しております。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っています。

なお、法務省においては、人権擁護委員や法務局職員が学校に訪問して、上記人権啓発動画等を活用した人権教室を実施しております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしくお願ひいたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、学校に対する周知の範囲及び方法については、学校における働き方改革の観点から、他の案件とまとめた周知や、クラウドを活用した文書の共有を行うなど、学校の事務負担軽減にご配慮いただくようお願い申し上げます。

※1 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubpj.t.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jq143u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

※2 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」掲載 URL

<https://www.moj.go.jp/content/001440366.pdf>

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して中学第一学年相当の学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和7年7月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和7年度においては、今夏に各中学校等宛てに発送しており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。さらに、今年度より、厚生労働省・国立ハンセン病資料館はハンセン病問題をはじめて学習する中学生にむけた、このまま使える「授業動画（全編25分）」を制作したので、各中学校等において積極的にご活用いただきたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、パンフレットの活用状況の把握及び学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るために、各中学校等において、アンケートへ積極的に御回答いただけるよう周知いただく等御協力いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



【解説動画 URL】<https://www.youtube.com/watch?v=LeSQarJR1Ck&t=27s>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ 一ハンセン病問題から学び、伝える一」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和3年12月6日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育アーカイブ」の開設について

教員等の教育現場に携わる方々が人権教育に取り組みやすい環境の整備に向けて、人権教育に関する事例や資料等を収集・集約・発信するウェブサイト「人権教育アーカイブ」を、令和7年3月に開設した。文部科学省において実施している「人権教育研究推進事業」の成果報告書についても掲載しており、この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する事例や、国立ハンセン病資料館と連携する事例などが含まれている。

ハンセン病問題に係るものを含む、学校における人権教育に資する情報を発信しているため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【人権教育アーカイブ URL】 <https://jinken.mext.go.jp/>

※令和6年度「人権教育研究推進事業」の成果については後日公開予定。



4. 人権啓発動画等について

法務省が作成した人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかつた故郷」は、ハンセン病問題に関する正しい知識とともに、偏見・差別の解消には、この問題を自分事として捉え、行動を変えていくことが必要であることを、小学校低学年にも分かりやすく説明したアニメーションである。同じく、人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている動画である。いずれの動画もYouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局・地方法務局及び（公財）人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいてDVDの貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも、主に小中学生向けとして作成されたものであり、各動画についての活用の手引きも作成しているため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

併せて、主に中学生を対象として、ハンセン病問題当事者や関係者の話を聞き、ハンセン病問題が「今の」問題であると認識し、偏見・差別のない社会の実現のために何をなすべきかを考えいただきシンポジウムを実施し、そのアーカイブ映像を作成しているので、こちらの映像も活用いただきたいこと。

また、人権擁護委員や法務局職員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画等を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれでは、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【シンポジウムアーカイブ映像】https://youtu.be/Jjzbl_oy-z8?si=ZU39LW1DCeEJGAYL



【人権ライブラリー】<https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について（無料）

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設として、国立ハンセン病資料館、各国立ハンセン病療養所に設置された資料館（社会交流会館）やその他関係施設、資料等がある。各学校の実情に応じて、これら国立ハンセン病資料館等への見学、関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添 1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添 2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添 3) パンフレット「ハンセン病の向こう側」解説動画の案内
- (別添 4) 「人権教育アーカイブ」
- (別添 5) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかつた故郷」概要
- (別添 6) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかつた故郷」活用の手引き
- (別添 7) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添 8) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添 9) 国立ハンセン病資料館出張講座（学芸員）
- (別添 10) 講師等派遣事業（御家族）
- (別添 11) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(全体、社会教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係
時枝、大谷、井原

TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)

E-mail : kyousei@mext.go.jp

(初等中等教育（学校における人権教育）について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
荻原、坂巻

TEL : 03-5253-4111 (内線 3297)

E-mail : jidous@mext.go.jp

(初等中等教育（学習指導要領）について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
嶋田、小楠

TEL : 03-5253-4111 (内線 2073)

E-mail : cswg0@mext.go.jp

(大学について)

文部科学省高等教育局

大学振興課学務係

松井、若松

TEL : 03-5253-4111 (内線 3334)

E-mail : gakumu@mext.go.jp

(高等専門学校について)

文部科学省高等教育局

専門教育課高等専門学校第一係

笹原、西本

TEL : 03-5253-4111 (内線 3347)

E-mail : senmon@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

塩屋、石井

TEL : 03-5253-4111 (内線 2915)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、
講師等派遣事業について)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係

山崎、曾合

TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(人権啓発動画、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係

村上、藤木

TEL : 03-3580-4111 (内線 4416)

E-mail : keihatsu@moj.go.jp